

令和4年9月9日

徳島大学蔵本地区学生の皆様へ

医学部長・医学研究科長  
歯学部長・口腔科学研究科長  
薬学部長・薬学研究科長  
医科栄養学研究科長  
保健科学研究科長

新型コロナウイルス感染症への対応について(蔵本地区学部学生・大学院生共通)

**<令和4年9月9日更新・適用>**

新型コロナウイルス感染症は、政令により指定感染症に指定され、学校保健安全法施行規則の第一種感染症であり、特に蔵本地区では大学病院があるため、厳格な対応が必要です。本学ホームページに掲載されている「[新型コロナウイルスへの対応について](#)」の「学生・保護者の皆さまへ」に掲載されている「授業実施・学生生活及び課外活動について」の通知に加えて、下記の蔵本地区としての規定事項を遵守するとともに、各学部・学科、研究科(以下、各学部等)からの指示に従ってください。

※令和4年8月18日通知からの変更箇所は下線で示す。

#### 【注意点】

この度、「[新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて](#)」(令和4年9月7日付厚生労働省事務連絡)により、療養期間が短縮されることとなりました。これに伴い対応方針を一部変更しています。また、特に下記について確認してください。

※各種用語の定義を明確化し、1に記載しています。特に、健康観察、行動注意、自宅待機に準じた行動(病院実習生等が対象)、病院実習生等について、正確に理解してください。

※各学部等の学務担当係へ連絡する場合を改訂し、2の冒頭に明記しています。

※対応方針を明確にするために、各状況別に自宅待機・療養期間、健康観察・行動注意期間を2(1)～(4)に記載しています。

※自宅待機期間は全学生共通ですが、病院実習生等では自宅待機期間に続き自宅待機に準じる期間(対面病院実習参加不可、病院実習生等や医療従事者との接触不可、登校不可)が設定されている場合があります、2★に記載しています。

※移動に伴う病院実習での最新の対応方針を3に記載しています。

#### 記

1. 本文書における用語の説明・定義は下記とする。

##### ■濃厚接触

感染者(陽性者)が有症状の場合は、発熱あるいは症状が出現した日、無症状の場合は検体を採取した日の2日前から、感染者(陽性者)と以下(1)または(2)に該当する接触があった場合をいう。

(1)濃厚接触定義1:①～③すべてに該当する場合

①双方マスクなし、又はいずれか一方がマスクなし。

②約1m以内の距離(目安:手を伸ばせば 触れる距離)。

③会話を伴う15分以上の接触。

(注1)マスクから鼻が露出している場合は「マスクなし」として扱う。

(注2)十分な換気ができている場合も該当する。

(2)濃厚接触定義2:①～③すべてに該当する場合

①換気が十分ではない同一室内に共に滞在。

②約2m以内の距離(目安:互いに手を伸ばして届く距離)。

③30分以上、一緒に行動(行動の例:会話, 飲食, ドライブ, カラオケ, 勉強会など)。

(注1)マスク着用していても該当する。

(注2)十分な換気とは, 2方向を広く開放して, 常に風の流を感じる程度とする。

(注3)十分な換気ができていて, さらにほとんど会話をしていなかった場合(目安:一言二言程度)は該当しない。

#### ■自宅待機

授業・実習・試験は欠席し, 他者との接触, 不要不急の外出を控え, 生活に必要な買い物等(マスク着用, 短時間)以外は自宅で過ごすことを意味する。

#### ■自宅待機に準じた行動(病院実習生等が対象)

対面による病院実習や病院実習生・医療従事者との接触は不可。登校も不可。

※病院実習生等は医療現場への感染拡大を防ぐために, 自宅待機が解除となった後も一定期間は, 自宅待機に準じた行動制限が求められる場合がある。

#### ■行動注意

濃厚接触の定義の構成要件のいずれにも該当しない行動をとること。

#### ■健康観察

朝夕の1日2回以上の検温と体調の観察。

#### ■有症状, 発症

発熱あるいは咳, 咽頭痛, 倦怠感, 息切れ, 鼻閉・鼻水, 味覚・嗅覚異常, 頭痛, 筋肉痛・関節痛, 嘔吐・下痢等の症状が出現していること。

#### ■症状軽快

解熱剤を使用せずに解熱しており, 呼吸器症状が改善傾向である場合のこと。

体温には日内変動があるため, 発熱した翌朝の体温が平熱であっても解熱したと判断しない。また, 解熱剤を服用した状態で平熱となっても, 「解熱」とは判断しないこと。

#### ■症状消失

発熱を含めすべての症状が完全に消失したこと。

#### ■病院実習生等

大学病院等の診療現場で実習や学位研究を行っている者。学部エリアで大学病院の医療従事者から実習や学位研究の直接指導を受けている者を含む。

#### ■COVID-19検査

PCR検査あるいは抗原(定量・定性)検査を意味する。医療機関で教育を受ける者が陰性を確認する場合は, PCR検査または抗原定量検査とする(抗原定性検査は陰性の確認としては使用しない)。

2. 毎日、健康状態の確認(体温測定を含む)を行い、新型コロナウイルス感染症に関連して以下に該当する場合は、学生は登校せず、各学部等の学務担当係へ指示されている方法(Forms登録、電話等)で速やかに連絡し、対応の指示を受ける。

- 発熱あるいは症状がある場合
- COVID-19検査で陽性となった場合
- 過去7日以内に、COVID-19感染者と濃厚接触した場合(接触の可能性含む)、同居人が陽性者となった場合
- 「2日以内に濃厚接触した人あるいは同居人」に発熱あるいは症状がある場合

自宅待機期間や健康観察・行動注意期間、対面による病院実習や医療従事者との接触制限等については、以下の点を考慮して判断する。

- 過去7日以内における陽性者との濃厚接触や同居の有無
- 発熱・症状の有無
- COVID-19検査結果
- 病院実習生等か否か

#### (1)発熱あるいは症状がある場合(COVID-19陽性の場合を除く)

1)医療機関を受診し、明らかにCOVID-19感染症とは別の病気と診断された場合

⇒登校の可否については、医師の指示に従う。

ただし、感冒、上気道炎、あるいは急性気管支炎等を除く

2)学校保健安全法で出席停止期間が定められている疾患の場合

⇒「蔵本地区における学生の感染症に対する対応について」の別紙1参照

3)軽微な症状の場合

上気道症状(咳、咽頭痛、喉のイガイガ等)を伴わず、わずかな体温上昇(平熱+0.5℃未満かつ37.5℃未満)、軽い頭痛、喉のわずかな違和感、下痢等胃腸炎症状等が1日程度で消失する場合

⇒症状が完全に消失して48時間経過するまで自宅待機(それ以後の制限なし)。

COVID-19検査による陰性確認は求めない(病院実習生も同様)。

4)発熱あるいは症状があるが、下記の①及び②の条件全てに該当する場合

①COVID-19検査が陰性(★病院実習生等は抗原定性検査での陰性確認は不可)。

②過去7日間以内にコロナ陽性者との濃厚接触がない。

★病院実習生等は(3)3)と同様の対応とする。各学部等の学務担当係や実習先に実習等参加の可否について確認すること。

【自宅待機期間】 ※ 自宅待機期間終了後、健康観察・行動注意期間がある。

・38度以上の発熱があった場合

⇒発症の翌日から5日を経過し、かつ解熱および症状が消失した後2日を経過するまで。

・37.5度以上38度未満の発熱があった場合

⇒解熱および症状が消失した後2日を経過するまで。

・37.0度以上37.5度未満の場合でも、平熱よりも高いと判断される場合(発熱と考える)

⇒解熱および症状が消失した後2日を経過するまで。

・発熱が無く、症状のみの場合

⇒症状が消失した後2日を経過するまで。

【健康観察・行動注意期間】

自宅待機期間を含めて、発症後7日間を経過するまでは健康観察・行動注意期間とする。

5)発熱あるいは症状があるが、下記の①及び②の条件全てに該当する場合

- ①COVID-19検査を受けていない(★病院実習生はPCR 検査または抗原定量検査必須)
- ②過去7日間以内にコロナ陽性者との濃厚接触がない。

★病院実習生等も同じ対応とするが、各学部等の学務担当係や実習先に実習等参加の可否について確認すること。

【自宅待機期間】

⇒発症後7日間、かつ、症状軽快後24時間経過するまで自宅待機し、自宅待機期間終了後3日間は健康観察・行動注意期間。

★病院実習生等は、7日間の自宅待機の後、さらに3日間は、自宅待機に準じた行動をとる(対面による病院実習や病院実習生・医療従事者との接触は不可。登校も不可)。

★病院実習生等は、発症後10日間経過後も症状が残っている場合は、各学部等の学務担当係や実習先に相談し、許可を受けるまで実習等に参加しない。

## (2)COVID-19検査で陽性となった場合

※保健所の指示に従うが、下記を目安とする。療養期間中は外出しないこと。

★病院実習生等も同じ対応とするが、各学部等の学務担当係や実習先に実習等参加の可否について確認すること

1)発熱や症状が無い場合

【療養期間】

⇒検体採取日から7日間を経過するまで。ただし、5日目にCOVID-19検査陰性の場合、5日間を経過するまで療養し、療養機期間終了後2日間は健康観察・行動注意期間。

★病院実習生等は、5日目のCOVID-19検査陰性で療養期間が5日間に短縮となった場合でも、さらに2日間は、自宅待機に準じた行動をとる(対面による病院実習や病院実習生・医療従事者との接触は不可。登校も不可)。

2)発熱や症状がある場合

【療養期間】

⇒発症後7日間、かつ、症状軽快後24時間を経過するまで療養し、療養機期間終了後3日間は健康観察・行動注意期間。

ただし、現に入院している場合には、発症後10日間、かつ、症状軽快後72時間を経過するまで。

★病院実習生等は、7日間の療養の後さらに3日間は、自宅待機に準じた行動をとる(対面による病院実習や病院実習生・医療従事者との接触は不可。登校も不可)。

★病院実習生等は、発症後10日間経過後も症状が残っている場合は、各学部等の学務担当係や実習先に相談し、許可を受けるまで実習等に参加しない。

## (3)過去7日以内に、COVID-19感染者と濃厚接触した場合(接触の可能性含む)、同居人が陽性者となった場合

1)発熱や症状が無く、COVID-19検査を受けていない場合(最終濃厚接触後1日目、2日目に陰性を含む)

★病院実習生等はPCR検査または抗原定量検査を受けること。

【自宅待機及び健康観察・行動注意期間】

⇒最終濃厚接触後5日間を経過するまで自宅待機し、自宅待機期間終了後2日間は健康観察・行動注意期間。

★病院実習生等は、5日間の自宅待機の後さらに5日間は、自宅待機に準じた行動をとる(対面による病院実習や病院実習生・医療従事者との接触は不可。登校も不可)。

2)発熱や症状が無く、最終濃厚接触後2日目と3日目連続でCOVID-19検査陰性の場合

※抗原定性検査キット(体外診断用医薬品と明示されているもののみ)による陰性確認も可

★病院実習生等は抗原定性キットで検査していても、PCR検査または抗原定量検査を受けること。

【自宅待機及び健康観察・行動注意期間】

⇒3日目に自宅待機解除とするが、3日目の自宅待機解除後4日間は健康観察・行動注意期間。

★病院実習生等は、3日目の自宅待機解除後さらに7日間は、自宅待機に準じた行動をとる(対面による病院実習や病院実習生・医療従事者との接触は不可。登校も不可)。

3)発熱や症状があり、COVID-19検査が陰性の場合

★病院実習生等はPCR検査または抗原定量検査を受けること。

【自宅待機及び健康観察・行動注意期間】

⇒発症後5日間かつ症状軽快後72時間を経過するまで自宅待機とし、自宅待機期間終了後5日間は健康観察・行動注意期間。

★病院実習生等は、5日目の自宅待機の後、さらに5日間は、自宅待機に準じた行動をとる(対面による病院実習や病院実習生・医療従事者との接触は不可。登校も不可)。

★病院実習生等は、発症後10日間経過後も症状が残っている場合は、各学部等の学務担当係や実習先に相談し、許可を受けるまで実習等に参加しない。

4)発熱や症状があり、COVID-19検査を受けていない場合

★病院実習生はPCR検査または抗原定量検査を受けること。

【自宅待機】

⇒発症後7日間、かつ、症状軽快後24時間を経過するまで自宅待機し、自宅待機期間終了後3日間は健康観察・行動注意期間。

★病院実習生等は、7日目の自宅待機の後、さらに3日間は、自宅待機に準じた行動をとる(対面による病院実習や病院実習生・医療従事者との接触は不可。登校も不可)。

★病院実習生等は、発症後10日間経過後も症状が残っている場合は、各学部等の学務担当係や実習先に相談し、許可を受けるまで実習等に参加しない。

(4)「2日以内に濃厚接触した人あるいは同居人(A)」に発熱あるいは症状がある場合

※(A)がコロナ陽性者との濃厚接触者かどうかに関わらず同じ対応とする。

1)(A)のCOVID-19検査結果が判明するまで

⇒自宅待機

2)(A)のCOVID-19検査が陰性の場合

【自宅待機または健康観察・行動注意期間】

⇒自宅待機期間はなし。(A)との最終濃厚接触後7日間は健康観察・行動注意期間とする。

★病院実習生等については、対面による病院実習や病院実習生・医療従事者との接触制限等はないが、各学部等の学務担当係や実習先に実習等参加の可否について確認すること。

3)(A)のCOVID-19検査が未実施の場合

⇒上記(3)のとおり、濃厚接触者と同様の対応とする

3. 県をまたぐ移動や海外渡航等にかかる制限について

全学通知「授業実施・学生生活及び課外活動について」に従う。

★病院実習生等は、各学部等の学務担当係や実習先の指示に従うこと。

【参考】移動による徳島大学病院での実習等での対応について

移動等	対面実習 参加不可	接触制限 (実習生や医療従事 者と接触しない)	自宅待機
緊急事態宣言対象都道府県に移動	7日間	7日間	7日間
まん延防止等重点措置対象地域に移動	7日間	7日間	7日間
徳大病院が定める特別警戒地域に移動	7日間	7日間	—
海外渡航	7日間	7日間	厚生労働省が定める期間

<徳島大学病院が定める特別警戒地域の認定基準>  
・毎週木曜日に判定・周知し、金曜日から適用となる。

4. その他の感染対策・行動について

(1) 手指衛生(手洗い, 手指消毒)や咳エチケットを厳守する。

(2) 登校時は不織布マスクを常時着用する。

① 飲食などでマスクを外す場合は, 対面での食事や食事中的の会話は避ける。

② 飛沫, 血液, 体液の暴露の可能性があった場合を除き, 各学部等から指示された頻度でのマスク交換とする(“患者に直接接しない実習の場合は3日に1回”等)。

③ 診療現場で教育を受ける際に, 飛沫, 血液, 体液の暴露の可能性があった場合は, マスクを患者毎に交換する。その際は, 指導医あるいは看護師等に申し出て, マスク使用簿に理由を記載した上で, 徳島大学病院が準備しているマスクを使用する。

各学部等が診療現場での教育用に準備したマスクは, それ以外の目的では使用しない。

(3) ①換気の悪い密閉空間, ②多数が集まる密集場所, ③間近(互いに手を伸ばしたら届く距離)で会話や発声をする密接場所(いわゆる「三密」)を徹底的に回避する。

① 講義室, 実習室および自習室・控室, 研究室等の換気に努める(常時2方向の窓または扉を広く開けておく, サーキュレーターや換気扇を稼働させるなどにより, 常に空気の流れを感じられる程度の換気を行う)。

② 講義室での受講時を含めて, お互いにできる限り2メートル以上(少なくとも1メートル)の距離を取る。

③ 特別に許可された場合を除き, 自習室は個人の自習のみで利用し, グループ学習での利用は控える。授業終了後は学内に留まらずに帰宅する。

(4) 診療現場で教育(大学院生の学位研究を含む)を受ける場合, 社会人大学院生で徳島大学病院に勤務している場合, 及び徳島大学病院を受診する場合を除き, 徳島大学病院エリア(飲食店, 売店, 郵便局, 自動販売機コーナーを含む)には立ち入らない。

① 大学病院西外来棟に隣接している臨床第一講義室, 臨床第二講義室, 青藍講堂, 保健学科 C棟を使用する際には, 西外来棟1階, 2階廊下は移動のための通行のみとし, 他のエリアには立ち入らないこと。

② やむを得ず, 徳島大学病院エリアに立ち入る場合は, 手指衛生(手洗い, 手指消毒)を励行し, さらに不織布マスクを常時着用すること。

(5) 病院実習生等は, 実習等開始7日前から期間終了後まで, 対面でのサークル(公認・非公認問わず)の活動に参加しないこと。

5. 新型コロナウイルス感染症に関する不適切な情報を SNS 等に流さない。

6. 各学部等(診療現場での教育を受ける場合は, 実習施設を含む)から, 新型コロナウイルス感染症に関連した注意点を理解し遵守する旨の誓約書の提出を求められた場合は, その指示に従うこと。
7. 下記ホームページ等を参照し, 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の入手に努める。  
[内閣官房 HP](#)  
[首相官邸 HP](#)  
[厚生労働省 HP](#)